

## はばタン着ぐるみ貸出申込書

申 込 者	団 体 名	
	代 表 者 名	
	担 当 者	
	住 所	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

下記のとおり申込みます。着ぐるみの借受、利用にあたり、県が定める貸出規程及び下記の貸出条件を遵守します。

1 イベント名	
2 イベント内容	※企画書等参考になる資料がありましたら、提出をお願いします。
3 参加人数	
4 会場名	
5 利用料	2,000円(5日以内)、1日追加する毎に500円追加 (利用料については、県が発行する納入通知書により指定する金融機関で指定する期日までに振り込んでいただきます。)
6 利用日	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )
7 貸出希望期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) (原則、イベント実施1日前貸出、終了後即返却(土日、休祝日は除く)とします)
8 「ひょうご観光 名誉大使」たすき	貸出を ( 希望する 希望しない ) (数量が限定されており、希望に沿えない場合もございますので、その旨ご了承ください)
9 「丹波の森」 ロゴ入はっぴ	貸出を ( 希望する 希望しない ) (数量が限定されており、希望に沿えない場合もございますので、その旨ご了承ください)

### (貸出条件)

- 営利目的での利用及び着ぐるみの又貸しは禁止します。
- 破損の可能性がありますので、貸し出しにあたりましては、ご面倒ですが、直接、県民局・県民センターまでご来庁ください。
- 他の事業との関連で、ご希望に沿えない場合もございますので、その点ご了承ください。
- 火気及び危険物の近辺での使用は避けてください。
- 荒天時での屋外使用は避けてください。
- 着ぐるみについて、しばらく借りられる場合、カビが生えるのを防ぐため、必ず袋から出して広げ、空気にあててください。
- 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。  
※ 修理が必要な場合、利用料とは別に、その費用を借受者にて負担していただきます。

### ※県民局記入欄

受付日	回答日・方法	貸出日	返却日	貸出・返却場所	担当(貸出・返却に係る連絡先)
				丹波県民局	丹波県民局県民交流室総務防災課 TEL: 0795-72-0500 (内線 215)
利用料: 2,000円 + 500円 × 日 = (5日以内) (1日追加するごと) 円					